

令和5年度鴻巣市電力・ガス・食料品等価格高騰生活者(追加)支援給付金(7万円/1世帯)のご案内

- 鴻巣市では、物価高騰の負担が大きい住民税非課税世帯への負担軽減を図るため、「令和5年度鴻巣市電力・ガス・食料品等価格高騰生活者(追加)支援給付金(1世帯あたり7万円)」を支給します。
基準日：令和5年12月1日
- 令和5年度価格高騰生活者支援給付金(3万円/1世帯)を受給し、基準日時点で引き続き世帯の全員が非課税の世帯は原則手続き不要ですが、世帯員に異動等があったときは手続きが必要な場合があります。(裏面参照)
- 給付金は支給対象世帯の世帯主名義の口座へ振り込みます。

追加給付金の支給額

1世帯あたり7万円

追加給付金の支給時期

鴻巣市が確認書(または申請書)を受理した日から第4週又は第5週が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

「住民税均等割が非課税」

世帯で3万円支給済の世帯
(令和5年6月9日から世帯状況に異動等がない)

市より支給要件確認書が届いていない

「住民税均等割が非課税」

の世帯(税未申告や世帯員に異動等があった世帯)

1月に鴻巣市から
「支給要件確認書」が届きます

申請不要

令和5年12月1日時点で住民登録のある世帯主あてに郵送します

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和6年5月31日(金)まで

※原則、郵送にて申請してください
【申請書配布先】鴻巣市役所、吹上・川里支所
ホームページからダウンロードも可

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

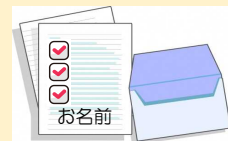
令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

I 令和5年度価格高騰生活者支援給付金（3万円）を受給している世帯

- 対象となる世帯には、鴻巣市から、給付内容や誓約事項等が書かれた支給要件確認書が届きます。
- 確認書の内容（誓約事項、振込先等）を確認してください。**返信不要**。

【誓約事項】以下の項目について確認してください。

- ア 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養は受けていません。
- イ 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。



※誓約できない場合、給付金受取を辞退する場合、口座を変更する場合は連絡してください。
※振込口座情報が市に登録がない世帯には口座照会の通知を発送します。口座情報を記入のうえ返送してください。

II 支給要件確認書が届いていない令和5年度住民税(均等割)非課税世帯

以下のとき「支給申請書」の提出が必要です

- 例1：世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいるとき
- 例2：住民税未申告者の方がいるとき（申告により非課税となったときは対象となります）
- 例3：令和5年6月9日以降に世帯主が変わった等、世帯の中で異動があったとき
- 例4：世帯主の異動等により振込先口座情報が市に登録のない場合

- IIの場合、給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に提出ください。



よくある質問Q&A

Q1 申請書はどこでもらえますか？

A1 申請書は市ホームページからダウンロードするか、市役所、吹上・川里支所で配布します。申請書の郵送を希望される場合は、下記のコールセンターへお電話ください。

Q2 令和5年12月2日以降に転入した非課税世帯ですが、給付金はもらえますか？

A2 鴻巣市の基準日は令和5年12月1日です。転入前の市区町村へ対象となるかお問い合わせください。

Q3 申請書はいつまでに提出すれば大丈夫でしょうか？

A3 申請期限は令和6年5月31日（必着）です。期限を過ぎた場合は受付できませんので、ご注意ください。



住民税非課税世帯等に対する給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、鴻巣市コールセンターや最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

鴻巣市生活者支援給付金コールセンター



電話

048-543-7070

受付時間 平日9:00~17:00

FAX 048-543-7055